

山口県報

平成28年
8月30日
(火曜日)

目 次

○規則
医療法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課).....



医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十八号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和五十八年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号の二中「第四十六条の二第一項ただし書」を「第四十六条の五第一項ただし書」に改め、同条第一号の三及び第一号の四を次のように改める。

一の三 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可 医療法人理事特例認可申請書(別記第十七号様式の三)

一の四 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可 医療法人理事長特例認可申請書(別記第十七号様式の四)

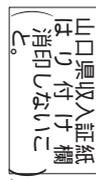
第三条第一号の五中「第四十六条の四第七項第四号」を「第四十六条の八第四号」に改め、同条第一号の六を削り、同条第二号中「第五十条第一項」を「第五十四条の九第三項」に改め、同条第三号中「第五十条第三項」を「第五十四条の九第五項」に改め、同条第七号中「法第五十六条第一項」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るため

の医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の法第五十六条第二項」に改め、同条第十号中「第五十七条第四項」を「第五十八条の二第四項(法第五十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 法第六十条の三第四項(法第六十一条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による認可 医療法人分割認可申請書(別記第二十六号様式の二)

第四条第六号中「(別記第三十四号様式)」の下に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届(別記第三十四号様式)」を加え、同条第七号中「(別記第三十五号様式)」の下に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用届(別記第三十五号様式)」を加え、同条第十号中「(別記第三十八号様式)」の下に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後措置届(別記第三十八号様式)」を加える。

別記第二号様式(その一)の(第一面)中



に改め、同様式(その一)の添付書類一中「写し」を「写し及び履歴書」に改め、同添付書類二を次のように改める。

2 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為の写し及び登記事項証明書又は条例の写し

別記第二号様式(その一)の添付書類中6を8とシ、8の前に次のように加える。

7 エックス線診療室の壁及び鉛の厚さを表示した縮尺50分の1の平面図及び立面図並びに遮へい能力計算書

別記第二号様式(その一)の添付書類中5を6とシ、4を5とシ、3を4とシ、2の次に次のように加える。

3 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を借用して運営する場合は、その土地又は建物の賃貸借契約書の写し)



准看護師		事務職員	
看護補助者			
歯科衛生士		計	

兼任せよとする 管理者	住所										
	氏名										
	名称										
	所在地										
	診療科目										
現に管理する 病院 診療所 助産所	病床数	床									
		職	種	定員	現員	職	種	定員	現員		
		医	師			歯科技	工				
		歯科	医			療放射線	技				
		薬	劑			療エ	ツ				
		助	産			師	衛				
		准	護			生	検				
		准	護			査	技				
		看	護			師	士				
		看	護			事	務				
護	補			員							
助	者										
者				計							
士											
歯	科										
衛	生										
士											

る。

「山口県収入証紙は、
消印しないこと。」

を

「山口県収入証紙貼
付けないこと。」

に改める。

別記第十五号様式の添付書類を同添付書類として、同添付書類2の前に次のように加える。

/ 管理者を変更した場合は、変更した者の医師、歯科医師又は助産師の免許証の写し及び履歴書

別記第十六号様式（その一）の添付書類を同添付書類として、同添付書類2の前に次のように加える。

/ 管理者の履歴書

別記第十七号様式の二中「第46条の2第1項ただし書」を「第46条の5第1項ただし書」に改める。

別記第十七号様式の四を並び、別記第十七号様式の三中「第46条の3第1項ただし書」を「第46条の6第1項ただし書」に改め、同様を別記第十七号様式の四及び別記第十七号様式の二の次に次の一様式を加える。

第17号様式の 3 (第3条関係)

医療法人理事特別認可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の一部を理事に加えないことの認可を受けたいので、医療法第46条の5第6項ただし書の規定により申請します。

記

医療法人の名称		
住所		
理事に加えない管理者	氏 名	
	名 称	
	所在地	
理事に加えない管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設		
申請の理由		

注 / 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第46条第4項第4号、第46条第8第4号、第50条第9第3項、第54条第9第5項、第54条の9第5項、第57条第4項の、並びに「回覧」の総称として「回覧」の総称として用いられ、

2 定款又は寄附行為の写し
 3 変更後の定款又は寄附行為の案

第50条第9第5項、第54条の9第5項、第57条第4項の、並びに「回覧」の総称として「回覧」の総称として用いられ、
 第54条の9第5項、第57条第4項の、並びに「回覧」の総称として「回覧」の総称として用いられ、
 第54条の9第5項、第57条第4項の、並びに「回覧」の総称として「回覧」の総称として用いられ、

第58条の2第4項、第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第4項の、並びに「回覧」の総称として「回覧」の総称として用いられ、
 第58条の2第4項、第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第4項の、並びに「回覧」の総称として「回覧」の総称として用いられ、

第26号様式の2 (第3条関係)

医療法人分割認可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話 局 番)

①①

下記のとおり医療法人の分割の認可を受けたいので、医療法第60条の3第4項第60条の3第4項第61条の3において読み替えて準用する同法第60条の3第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

分割する医療法人の名称	
分割後の医療法人の名称	
分割の理由	

添付書類

- 1 社団たる医療法人にあつては、総社員の同意があつたことを証する書面
- 2 財団たる医療法人にあつては、理事の3分の2以上の同意(寄附行為に別段の定めがある場合には、その定めるところによる同意)があつたことを証する書面
- 3 分割契約書の写し
- 4 分割により医療法人を設立する場合には、申請者が分割前の各医療法人において選任された者であることを証する書類
- 5 分割を承継する医療法人又は分割によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為
- 6 分割前の医療法人の定款又は寄附行為、財産目録及び貸借対照表
- 7 分割後2年間の事業計画書及び予算書
- 8 役員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 9 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第二十八号様式の添付書類を同添付書類1とし、同添付書類に次のように加える。

- 2 理事長を変更した場合において、新たに就任した理事長が医師又は歯科医師のときは、医師又は歯科医師の免許証の写し
別記第二十九号様式から別記第三十一号様式まづを次のように改める。

第29号様式（第4条関係）

（第1面）

エックス線装置設置届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏 名

（電話 局 番）

下記のとおりエックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

病院又は診療所	名称		
	所在地		
エックス線装置	製作者名		
		型式及び台数	
	連続短時間蓄放式	KV	mA
		KV	mAs
エックス線管の数	KV	μ F	
氏 名	氏 名		
	職 種		
	エックス線診療に関する経歴		
エックス線診療する歯科医師、放射線技師又はエックス線技師	透視用・一般撮影用・CT・歯科用・その他（ ）		
設置年月日	年 月 日		

（第2面）

医療法施行規則第30条第1項第1号の要件を満たす遮へい	有	無	
	mm	アルミニウム当量・モリブデン当量	
附加る過板の総る過	患者への入射線量率	50mGy/分以下・50mGy/分超	
透視用量	高線量率透視制御	有	無
	一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー	有	無
	エックス線管焦点皮膚間距離が30cm以上になるような装置又はイソターロックス	有	無
	照射野絞り装置	有	無
撮影用量	受像器を通過したエックス線量（接触可能表面から10cm）	150 μ Gy/時以下・150 μ Gy/時超	
	最大受像面を3cm超える部分を通過したエックス線量（接触可能表面から10cm）	150 μ Gy/時以下・150 μ Gy/時超	
	利用線維以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段	有	無
	照射野絞り装置	有	無
移動型携帯型装置	エックス線管焦点皮膚間距離2m以上離れて操作できる構造	有	無
	装置の保管場所		cm
胸部用簡易撮影装置	利用線	角錐型	円錐型
	照射野絞り装置	有	無
	受像器の一次防護遮へい体（接触可能表面から10cm以下となるもの）	有	無
	被照射体周囲の箱状の遮へい物（その遮へい物から10cm以下となるもの）	有	無
治療装置	エックス線管が引き抜かれた場合におけるエックス線の発生を遮断するイソターロックス	有	無

(第 3 面)

区分	構造概要		構造 又は 材 料	厚 ざ (cm)
	天	井		
画壁等の構造	床	東		
		西		
		南		
	画 壁	北		
		監視用窓		
		出入口の扉		
その他の開口部				
画壁等の外側における実効線量 1 mSv/週以下・1 mSv/週超				
操作室				
出入口における使用中の表示				
有 ・ 無				
標 識				
有 ・ 無				
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示				
有 ・ 無				
管理区域を設ける場所				
別添のとおり				
境界における実効線量				
1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超				
管理区域 標 識				
有 ・ 無				
立 入 制 限 措 置				
有 ・ 無				
敷地内の居住区域及び敷地の境界における実効線量				
250 μ Sv/3月以下・250 μ Sv/3月超				
入院患者の被ばくする放射線(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量				
1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超				
従事者等の被ばく防止				
防護用具(防護前掛等)				
有 ・ 無				
被ばく放射線測定器具				
TLD・リンゲル・ポケット線量計・その他()				

エックス線診療室の障害防止に関する構造設備

その他障害の予防措置

(第 4 面)

添付書類

- 1 エックス線診療室の周辺図 (隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの)
 - 2 エックス線診療室の見取図
 - 3 敷地の境界までの実効線量の測定結果 (測定することが著しく困難な場合にあつては、その計算値) を記載した書類
- 注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第30号様式 (第4条関係)

(第1面)

診療用高エネルギー放射線発生装置設置届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
住所
氏名
(電話局番)

下記のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置を備えるので、医療法第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

病院又は診療所	名称		
	所在地		
診療用高エネルギー放射線発生装置	製作者名		
		型式及び台数	
	定格出力	電子線 エックス線	MeV mA
診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する歯科医師又は放射線技師	氏名	職	放射線診療に関する経歴
	使用開始予定年月日	年 月 日	

(第2面)

発生管容器からの漏えい放射線量の利用線量率放射線量に対する割合	1/1,000以下・1/1,000超		
照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減する防護措置	有		
放射線発生時の自動表示装置	有		
インターロック装置	有		
エックス線装置の併設	有		
移動型の場合の保管場所			
主要構造部等	耐火構造・不燃材料を用いた構造・その他		
	構造又は材料 厚さ (cm)		
画壁等の構造	区分	構造概要	
	天井	井	
	床	東	
		西	
		南	
北			
画壁等の外側における実効線量	1 mSv/週以下・1 mSv/週超		
操作室	室内	室外	
	監視用モニタ	有	
出入口	出入口の数	通常出入口 箇所/非常口 箇所	
	使用中自動表示	有	
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有		

(第 3 面)

その他障 害の予防 措置	管理区域を設ける場所	別添のとおり
	管理区域 境界における実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超
	立 入 制 限 措 置	有 ・ 無
敷地内の居住区域及び敷地の境界における 実効線量	入院患者の被ばくする放射線（診療により 被ばくする放射線を除く。）の実効線量	250 μ Sv/3月以下・250 μ Sv/3月超
	従事者等の被ばく放射線測定器具	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超 フィルム・バッジ・ポケット線量計・ TLD・その他（ ^① ）

添付書類

- 1 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の周辺図（隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの）
 - 2 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の見取図
 - 3 敷地の境界までの実効線量の測定結果（測定することが著しく困難な場合にあつては、その計算値）を記載した書類
- 注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(第 31号様式 (第 4条関係)

診療用放射線照射装置設置届

(第 1 面)

山口県知事 様
郵便番号 〇〇〇〇〇〇
届出者 住所 氏名
(電話 局 番)^①

下記のとおり診療用放射線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

病院又は 診療所	名 称	所在地	製 作 者 名	型 式 及 び 台 数	放 射 性 同 位 元 素 種 類 数 量	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴	使用開始予定年月日	年 月 日
診療用放射 線照射装 置										
診療用放射 線照射装 置を使用 する医師 、歯科医 又は放射 線技師										

(第2面)

照射口閉鎖時における放射線源収納容器からの漏えい放射線量(放射線源から1m)		70 μ Gy/時以下・70 μ Gy/時超	
二次電子過板	有	無	
照射口閉鎖遠隔操作装置	有	無	
放射線発生時の自動表示装置	有	無	
インターロック装置	有	無	
エックス線装置の併設	有	無	
主要構造部等	耐火構造・不燃材料を用いた構造・その他()		
区分	構造概要		厚さ (cm)
	天井	井	
画壁等の構造	床		
	東		
	西		
	南		
	北		
出入口の扉	出	入	
画壁等の外側における実効線量	1 mSv/週以下・1 mSv/週超		
操作室	有	無	
監視モニター	有	無	
出入口	出入口の数	通常出入口	箇所/非常口 箇所
	使用中自動表示	有	無
標識	有	無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有	無	

診療用放射線照射装置使用室の閉鎖防止に構造設備

診療用放射線照射装置の障害防止に構造設備

(第3面)

構造概要		構造又は材料	厚さ (cm)
区分	天井	井	
画壁等の構造	床		
	東		
	西		
	南		
	北		
出入口の扉	出	入	
画壁等の外側における実効線量	1 mSv/週以下・1 mSv/週超		
出入口の数	通常出入口	箇所/非常口	箇所
標識	有	無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有	無	
貯蔵施設の方法	貯蔵室・貯蔵箱		
貯蔵施設の場合	別添のとおり		
貯蔵施設の種類	鉄筋コンクリート・金庫・その他()		
貯蔵施設の種類	その他()		
貯蔵施設の外側における実効線量	1 mSv/週以下・1 mSv/週超		
貯蔵室の出入口	出入口の数	通常出入口	箇所/非常口 箇所
	特定防火設備に該当する防火戸	有	無
閉鎖設備又は器具	鍵・その他()		
貯蔵箱の閉鎖設備又は器具	鍵・その他()		
貯蔵容器の遮へい材料			
貯蔵物の種類及び数量の表示	有	無	
標識	有	無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有	無	

貯蔵施設の障害防止に構造設備

放射線治療病室の障害防止に構造設備

(第4面)

運搬容器の障害防止に関する構造設備	容器の構造		
	貯蔵物の種類及び数量の表示	有・無	
	標識	有・無	
	管理区域を設ける場所	別添のとおり	
その他障害の予防措置	管理区域	境界における実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超
		標識	有・無
	立入制限措置	有・無	
	敷地内の居住区域及び敷地の境界における実効線量	250 μ Sv/3月以下・250 μ Sv/3月超	
従事者等の被ばく放射線測定器具	入院患者の被ばくする放射線(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超	
		フィルムバッチ・ポケット線量計・TLD・その他()	

添付書類

- 1 診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び放射線治療病室の周辺図(隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの)
 - 2 診療用放射線照射装置使用室及び放射線治療病室の見取図
 - 3 貯蔵室を設けた場合にあつては、その見取図
 - 4 診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び放射線治療病室の遮へい能力計算書
 - 5 敷地の境界までの実効線量の測定結果(測定することが著しく困難な場合にあつては、その計算値)を記載した書類
- 注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(第32号様式(第4条関係))

診療用放射線照射器具設置届

(第1面)

山口県知事様
郵便番号 年 月 日
届出者住所 氏名
(電話) 局 番

下記のとおりに診療用放射線照射器具を備えるので、医療法第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

病院又は診療所	名称	所在地	式	個	個	個
	診療用放射線照射器具	物理的半減期	種類	個	個	個
				種別	種類	種類
				放射性同位元素	物理的半減期	物理的半減期
氏名	氏名	職	種	種別	種類	種類
				物理的半減期30日以下の放射性同位元素	年間使用予定数量	年間使用予定数量
				最大貯蔵予定数量	最大貯蔵予定数量	最大貯蔵予定数量
使用開始予定年月日	年	月	日			

添付書類

(第 4 面)

- 1 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び放射線治療病室の周辺図（隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの）
 - 2 診療用放射線照射器具使用室及び放射線治療病室の見取図
 - 3 貯蔵室を設けた場合にあつては、その見取図
 - 4 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び放射線治療病室の遮へい能力計算書
 - 5 敷地の境界までの実効線量の測定結果（測定することが著しく困難な場合にあつては、その計算値）を記載した書類
- 注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

山口県三十三号様在中「予定する」を「予定する医療法施行規則第24条第6号の」に改める。

山口県三十三号様在中の二及び別記第三十四号様式を次のように改める。

第33号様式の2 (第4条関係)

(第1面)

放射性同位元素装備診療機器設置届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏 名

(電話 局 番)

①

下記のとおり放射性同位元素装備診療機器を備えるので、医療法第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

病院又は診療所	名称		
	所在地		
製作者名	型式及び台数		
	種類	放射線診療に関する経歴	
放射性同位元素装備診療機器	放射線種類	放射線量	Bq
		放射線用途	
放射性同位元素装備診療機器(人体に照射するに限定する使用)する歯科医師又は放射線技師	氏名	職 種	放射線診療に関する経歴
	氏名	職 種	
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	

(第2面)

主 要 構 造 部 等	区分	構造概要	耐火構造・不燃材料を用いた構造・その他	構造又は材料	厚さ (cm)
	天 井				
画壁等の構造	画 壁	床	東		
			西		
			南		
			北		
出入口の扉	出入口の扉				
閉鎖設備又は器具等	鍵・その他 ()				
間 仕 切 り 等		有		無	
標 識		有		無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示		有		無	
その他障害の予防措置	管理区域を設ける場所	管理区域における実効線量	別添のとおり		
		境界における実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超		
		敷地内の居住区域及び敷地の境界における実効線量	250 μ Sv/3月以下・250 μ Sv/3月超		
		入院患者の被ばくする放射線(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超		
従事者等の被ばく放射線測定器具	アイルムバツジ・ポケット線量計・TLD・その他 ()				

添付書類

- 放射性同位元素装備診療機器使用室の周辺図 (隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したものを)
 - 放射性同位元素装備診療機器使用室の見取図
 - 敷地の境界までの実効線量の測定結果 (測定することが著しく困難な場合にあつては、その計算値) を記載した書類
- 注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

報 告 書

第34号様式 (第4条関係)

(第1面)

診療用放射性同位元素設置届
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住所 氏名

(電話) 局 番)

下記のとおり診療用放射性同位元素を備えるので、医療法第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

病院又は診療所	名	所在地				
	種	形				
放射用同位元素又は診療用放射性同位元素	年間使用予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq
	最大貯蔵予定数量					
	3月間の最大使用予定数量					
	1日の最大使用予定数量					
	氏名	職	放射線診療に関する経歴			
診療用同位元素又は診療用放射性同位元素を撮影用放射線同位元素として使用する医師、歯科医師						
使用開始予定年月日	年 月 日					

(第2面)

主 要 構 造 部 等	操 作 室	耐火構造・不燃材料を用いた構造・その他	有	無
	処 置 室		有	無
使用区画	準備室又は陽電子準備室		有	無
	患者用・従業者用便所の区分		有	無
画 壁 等 の 構 造	患 者 待 機 室		有	無
	区分	構造概要	構造又は材料	厚さ (cm)
画 壁 等 の 構 造	天	床		
	画	壁		
画 壁 等 の 構 造	出入口の開口部			
	出入口の開口部	突起物・くぼみ 汚染の目地等のすきま おそれのある部分の平滑加工をした表面仕上 耐腐食性・耐浸透性	有	無
画 壁 等 の 外 側 における実効線量		1 mSv/週以下・1 mSv/週超		
出 入 口 の 数	通常出入口	箇所/非常口	箇所	
汚 染 検 査 用 放 射 線 測 定 器	有 ()	無		
	汚 染 除 去 用 器 材	有 ()	無	
更 衣 設 備	有	無		
	汚染除去用設備	有	無	
汚 染 洗 浄 設 備	使用	有	無	
	排水設備への連結	有	無	
フ ー ド、ゲ ー ヲ ー ナ ボ ッ ク ス 等 の 連 結	有	無		
	フード、グローブボックス等の排気設備への連結	有	無	
標 識	有	無		
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有	無	

(第3面)

放射線治療の障害防止に関する構造設備	構造概要		構造又は材料	厚さ (cm)
	区分	天井		
放射線治療の障害防止に関する構造設備	画壁等の構造	画壁	東	
			西	
	南			
	北			
	出入口の扉			
	その他の開口部			
	汚染のおそれのある部分の状況	突起物・くぼみ	有	無
		目地等のすきま	有	無
		平滑加工をした表面仕上げ	有	無
		耐腐食性・耐浸透性	有	無
画壁等の外側における実効線量	1 mSv/週以下・1 mSv/週超			
出入口の数	通常出入口	箇所/非常口	箇所	
汚染検査用放射線測定器	有 ()	無		
汚染除去用器材	有 ()	無		
更衣設備	有	無		
汚染除去用洗浄設備	有	無		
標識	有	無		
放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	有	無		

(第4面)

放射線治療の障害防止に関する構造設備	貯蔵施設の場所	貯蔵室・貯蔵箱・その他 ()	
	貯蔵施設の遮へい材料	別添のとおり	
	貯蔵施設の外側における実効線量	1 mSv/週以下・1 mSv/週超	
	貯蔵室	主要構造部等	耐火構造・その他 ()
		出入口の数	通常出入口 箇所/非常口 箇所
	貯蔵箱等	閉鎖設備又は器具	鍵・その他 ()
		開放時における実効線量 (距離 1 m)	耐火性・その他 ()
	貯蔵容器	閉鎖設備又は器具	鍵・その他 ()
		遮へい材料	100 μSv/時以下・100 μSv/時超
		貯蔵時における実効線量 (距離 1 m)	100 μSv/時以下・100 μSv/時超
空気汚染防止構造		有	
液体のこぼれ防止構造		有	
標識	浸透防止材料の利用	有	
	受皿等	有	
放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	標識	有	
	空気汚染防止構造	有	
運搬時における実効線量 (距離 1 m)	液体のこぼれ防止構造	100 μSv/時以下・100 μSv/時超	
	浸透防止材料の利用	有	
	標識	有	
	放射性同位元素の種類及び数量の表示	有	

(第 5 面)

廃棄施設の 外側における実効線量	1 mSv/週以下・1 mSv/週超	医療法施行規則第30条の26第1項に規定する濃度以下・医療法施行規則第30条の26第1項に規定する濃度超
	排水中又は排水中の放射性同位元素の濃度	有
排水設備	排水監視設備	有
	排水設備の構造、浸透及び汚食防止材料の利用	有
排水設備	排水採取設備	有
	排水流出調節装置	有
排水処理槽	開口部の蓋	有
	周辺立入制限設備	有
排気設備	排気監視設備	有
	常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度	医療法施行規則第30条の26第1項に規定する濃度以下・医療法施行規則第30条の26第2項に規定する濃度超
排気設備	気体の漏れにくい構造、腐食防止材料の利用	有
	自動ダンパー装置等	有
排気設備	外部と区画された構造	有
	閉鎖設備又は器具	鍵・その他 ()
保管廃棄設備	耐火性の構造	有
	空気汚染防止構造	有
保管廃棄設備	液体のこぼれ防止構造	有
	浸透防止材料の利用	有
保管廃棄設備	標識	有
	標識	有
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有

(第 6 面)

管理区域を設ける場所	管理区域	別添のとおり
	境界における実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超
その他障害の予防措置	境界における空気中の放射性同位元素の3月間についての平均濃度	医療法施行規則第30条の26第2項に規定する濃度の1/10以下・医療法施行規則第30条の26第2項に規定する濃度の1/10超
	境界における放射性同位元素による汚染される物の表面密度	医療法施行規則第30条の26第6項に規定する表面密度のD1/10以下・医療法施行規則第30条の26第6項に規定する表面密度のD1/10超
管理区域	標識	有
	立入制限措置	有
敷地内の居住区域及び敷地の境界における実効線量	敷地内の居住区域及び敷地の境界における実効線量	250 µSv/3月以下・250 µSv/3月超
	入院患者の被ばくする放射線(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量	1.3mSv/3月以下・1.3mSv/3月超
治療中の患者への標示	治療中の患者への標示	有
	防護器具	無
従事者の被ばく防止	防護器具	有
	被ばく放射線測定器具	有

添付書類

- 1 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室の周辺図 (隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの)
 - 2 診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設及び放射線治療病室の見取図
 - 3 排水及び排気の系統図
 - 4 診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設及び放射線治療病室の遮へい能力計算書
 - 5 貯蔵室を設けた場合は、その見取図及び遮へい能力計算書
 - 6 排水設備又は排気設備を設けた場合は、それらの放射性同位元素の濃度希釈能力を計算した書類
- 注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成二十八年八月三十日印刷

発行人

山口県知事

「診療用放射性同位元素翌年使用届」
「診療用放射性同位元素」
「予定する診療用放射性同位元素」
「予定する
用放射性同位元素翌年使用届」

「診療用放射性同位元素」
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」



⑨

「工ツク又線装置」

「工ツク又線装置」
「診療用高エネルギー放射線発生装置」
「診療用放射線照射装置」
「診療用放射線照射器具」
「放射性同位元素装置」
「放射性同位元素」

「工ツク又線装置」
「診療用高エネルギー放射線発生装置」
「診療用放射線照射装置」
「診療用放射線照射器具」
「放射性同位元素装置」
「放射性同位元素」
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

「工ツク又線装置」

「工ツク又線装置」
「診療用高エネルギー放射線発生装置」
「診療用放射線照射装置」
「診療用放射線照射器具」
「放射性同位元素装置」
「放射性同位元素」

「工ツク又線装置」
「診療用高エネルギー放射線発生装置」
「診療用放射線照射装置」
「診療用放射線照射器具」
「放射性同位元素装置」
「放射性同位元素」
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

「診療用放射性同位元素廃止後措置届」
「診療用放射性同位元素」
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

「放射性同位元素」
「放射性同位元素」

「注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。」

「添付書類」

放射性同位元素によって汚染された物を譲渡したときは、受領書の写し

届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

届出

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三十三条第一号の二から第一号の四若しくは改正規定、同条第二号の六を削る改正規定、同条第三号、第三号及び第十号の改正規定、別記第十七号様式の二の改正規定、別記第十七号様式の四を削る改正規定、別記第十七号様式の二の次に一様式を加える改正規定、別記第十七号様式の五の改正規定、別記第十七号様式の六を削る改正規定、別記第十八号様式、別記第十九号様式及び別記第二十六号様式の改正規定並びに別記第二十六号様式の次に一様式を加える改正規定は、平成二十八年九月一日から施行する。

平成二十八年八月三十日印刷

発行人

山口県知事